

日豪EPA交渉の方針と 農業の体質強化の取組



農林水産省

日豪EPA交渉については、日本として最大限の利益が得られるよう政府一体となって対応

国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」はしっかりと「守る」

農業は、地域の主要な産業として食料を生産・供給しているだけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など**多面的機能**を有しています。

日豪EPA交渉については、**国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針の下、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう、政府一体となって交渉**していきます。

日豪政府間共同研究の報告書(平成18年12月)(抜粋)

- ・ 交渉過程においては、固定的な交渉期限を定めずに、徹底し、かつ十分な協議を行うことが必要である。
- ・ 交渉は、あらゆる品目と課題が取り上げられ、また、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される。

我が国と豪州の国土・農業の比較

- ・ 豪州の農業は、国土条件が大幅に異なることから、我が国農業の構造とは大きな差があります。
- ・ このため、国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」はしっかりと「守り」、その下で農業の体質強化を進める必要があります。

	日本	豪州	日本との比較
国土面積(百万ha)	38	774	20倍
農用地面積(百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積(ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり農地面積(ha/人)	0.04	22.9	573倍

資料: 国土面積及び農用地面積はFAOSTAT(2002)。その他の指標は、日本は2005年(農林業センサス等)、豪州は2003年(豪州作物統計)。豪州の農用地の大半は放牧地。耕地面積は農用地面積の1割(48百万ha)であり、1戸当たりの平均耕地面積は365ha/戸。

農業の体質強化に向けた新たな挑戦

我が国農業が、国民が求めるおいしく安全な食料の安定供給を担っていくためには、**可能な限りの生産性向上、消費者ニーズに応える生産の展開が不可欠**です。

このため、
将来にわたって食料生産を支える**担い手への施策の集中化・重点化**
担い手の規模拡大・効率化を支援する**農地政策の抜本改革**
イノベーションの力の活用・食料供給コストの縮減
などの改革に取り組んでいます。

担い手への施策の集中化・重点化

担い手が安心して農業に取り組めるように新たな経営安定対策の導入

生産性の高い農業経営の育成に向けて、19年産から、全農家を対象とした政策を、**意欲と能力のある担い手を対象とする政策に転換**します。

農地政策の抜本改革

経営規模拡大が円滑に進むように

地域の一定の組織が農地の利用を一旦プールし、担い手へ再配分する仕組みの構築



担い手への農地の面的集積を加速化



生産性の向上

イノベーションの力の活用・食料供給コストの縮減

ニーズへの対応、創意工夫の発揮ができるように

IT・ロボット等の先端技術の活用

新企画・新素材の開発

低価格資材の供給と効率利用

卸売市場改革・物流効率化

農協の経済事業改革の徹底

【参考】

EPA交渉の戦略的取組

EPAはWTOを補完するものとして位置付け、WTO農業交渉の方針との整合性ある推進を図っています。

基本的姿勢

- ・我が国全体としての経済上の利益、外交上の利益を考慮
- ・農林漁業協力を活用
- ・農林水産物・食品の輸出促進、食品産業の海外進出などの実現を図る
- ・食料安全保障や、我が国で進行中の農林水産分野の構造改革の努力への影響を考慮
- ・国内農林水産業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」

幅広い分野を含む総合的なEPAの実現

- ・知的財産権の保護、食の安全の確保、食品産業等の投資環境の整備
- ・地球環境問題への対応、有限な天然資源の持続的利用の確保

両者の整合
性ある推進

(EPAはWTOを補完する
貿易促進の手段として推進)

WTO農業交渉方針

「多様な農業の共存」を基本理念とし、食料輸入国と輸出国の
バランスの取れた貿易ルールの確立を目指す。

EPA・FTA交渉の現状

我が国は現在、GCC(湾岸協力理事会)、ベトナム、インド、豪州、
スイスと交渉を行っています。

協定締結済	シンガポール(2002年11月) メキシコ(2005年4月) マレーシア(2006年7月) チリ(2007年9月) タイ(2007年11月) フィリピン(2006年9月)(署名済み) ブルネイ(2007年6月)(署名済み) インドネシア(2007年8月)(署名済み) アセアン全体(2007年11月)(交渉妥結)
交渉中	韓国、GCC、ベトナム、 インド、豪州、スイス

日豪EPAをめぐる動き

- 2006年 12月11日 共同研究報告書を取りまとめ。
- 2006年 12月12日 首脳会談において、2007年から交渉を開始することに合意。
- 2006年 7・12日 (衆)(参)両院の農林水産委員会において、決議を採択。
- 2007年 4月23・24日 第1回交渉会合(キャンベラ)
- 2007年 8月6～10日 第2回交渉会合(東京)
- 2007年 11月5～8日 第3回交渉会合(キャンベラ)
- 2008年 2月下旬(予定) 第4回交渉会合(東京)

(参考)2007年 1月25日 「日本経済の進路と戦略」閣議決定

日本経済の進路と戦略(抜粋)

EPA(経済連携協定)については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、その体質強化の進捗に留意しつつ、取組を強化する。

衆議院・参議院農林水産委員会決議(抜粋)

衆議院:平成18年12月7日
参議院:平成18年12月12日

1. 米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。
2. 現在進行中のWTOの交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。
3. 交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟性(柔軟な取り扱い)について十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。
4. 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかなんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

【作成・問い合わせ先】

農林水産省国際部経済連携チーム

電話：03-3502-8111(内3477)

夜間直通：03-3502-5928

■ 写真提供：(社)農村環境整備センター